

## 第 99 号議案

新宮町水道条例及び新宮町簡易水道条例の一部を改正する条例  
の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

新宮町長 桐 島 光 昭

### 理 由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 36 号）の施行に伴い、令和 6 年 4 月から水道法等による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されたため、新宮町水道条例及び新宮町簡易水道条例の一部を改正するもので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により町議会の議決を求めるものである。

## 新宮町条例第 号

### 新宮町水道条例及び新宮町簡易水道条例の一部を改正する条例

(新宮町水道条例の一部改正)

第1条 新宮町水道条例（平成10年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第34条第2項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

(新宮町簡易水道条例の一部改正)

第2条 新宮町簡易水道条例（平成10年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第34条第2項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の新宮町水道条例及び新宮町簡易水道条例の一部を改正する条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。

改正後	改正前
<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。</p>	<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。</p>

改正後	改正前
<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。</p>	<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。</p>